令和８年第７回教育委員会会議　報告事項（６）

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

生涯学習振興課

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和８年３月 27 日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第７条第１項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第２項の規定により報告する。

### １　件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ２　改正の経緯及び必要性

⑴　沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 49 号）の一部を改正することに伴い、その施行に必要な規定を整備する必要がある。

⑵　県や県教育委員会が主催する青少年の健全育成を目的とする各種事業において、研修に限らず体験活動や交流事業等の行事が重要な役割を担っていることから、利用料金減免の対象について明確化する必要がある。

⑶　補則に関する委任先について、迅速かつ機動的な事務処理を可能とする観点から教育委員会から教育長に改める必要がある。

### ３　改正の概要

⑴　沖縄県又は沖縄県教育委員会が主催する研修又は行事に利用する場合に利用料金を免除する。（第５条関係）

⑵　附属設備の利用料金の基準額について定める。（第７条並びに別表第１及び別表第２）

⑶　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は教育長が定めることとする。（第８条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。（第２条、第７条、第８条、第２号様式及び第５号様式関係）

⑸　この規則は、令和８年７月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び第８条の改正規定（「教育委員会」を「教育長」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。（附則）

**４　公布日（公報登載日）及び施行年月日**

公　布　日　　令和８年３月 31 日

施行年月日　　令和８年７月１日（第２条の改正規定及び第８条の改正規定（「教育委員会」を「教育長」に改める部分に限る。）は令和８年３月 31 日）

新旧対照表

| 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第８号）新旧対照表 | |
|---|---|
| 改　正　案 | 現　行 |
| （趣旨）<br>**第１条**　（略） | （趣旨）<br>**第１条**　この規則は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| （指定管理者の指定の申請）<br>**第２条**　条例第６条の教育委員会規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第１号様式）によるものとする。<br>２　例第６条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。<br>⑴～⑹　（略） | （指定管理者の指定の申請）<br>**第２条**　条例第６条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第１号様式）によるものとする。<br>２　条例第６条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。<br>⑴　法人である団体にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書<br>⑵　法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）<br>⑶　申請に係る業務の実施の方法を記載した書類<br>⑷　最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）<br>⑸　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類<br>⑹　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 |
| （利用料金の免除）<br>**第５条**　（略） | （利用料金の免除）<br>**第５条**　条例第16条第１項及び第２項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書（第４号様式）を指定管理者に提出しなければならない。 |
| ２　条例第16条第２項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。<br>⑴・⑵　（略） | ２　条例第16条第２項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。<br>⑴　児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）及びその引率者が教育課程に基づく教 |

| | |
|---|---|
| | 育活動として利用する場合 |
| | ⑵　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合 |
| ⑶　沖縄県又は沖縄県教育委員会が主催する研修又は行事に利用する場合 | ⑶　沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に利用する場合 |
| ３　（略） | ３　指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立青少年の家利用料金免除承認書（第５号様式）を利用者に交付するものとする。 |
| （附属設備の利用料金） | |
| **第７条**　条例別表第２に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。 | （新設） |
| （事業報告書の内容等） | （事業報告書の内容等） |
| **第８条**　（略） | **第７条**　条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。<br>⑴　青少年の家の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況<br>⑵　業務に係る収支状況<br>⑶　青少年の家の利用状況<br>⑷　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 |
| （補則） | （補則） |
| **第９条**　この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 | **第８条**　この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 |
| **別表第１**（第７条関係） | （新設） |
| 音響映像器具の利用料金 | |

| 区分 | | 単位 | 基準額 |
|---|---|---|---|
| プロジェクター | 児童及び生徒 | １台 | 120円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 一般及び学生 | １台 | 250円 |
| ワイヤレスマイク | 児童及び生徒 | １式 | 90円 |
| | 一般及び学生 | １式 | 190円 |

備考　音響映像器具の利用料金の基準額は、４時間ごとの額とする。

**別表第２**（第７条関係）

冷房設備の利用料金

| 区分 | 単位 | 基準額 |
|---|---|---|
| 研修室等（小） | １時間 | 170円 |
| 研修室等（中） | １時間 | 330円 |
| 研修室等（大） | １時間 | 510円 |

（新設）

## 第２号様式（第４条関係）

沖縄県立青少年の家利用許可申請書

（ □ 新規 ・ □ 変更 ）

年　月　日

沖縄県立　青少年の家

指定管理者　　殿

利用団体名

団体所在地

電話番号：

団体代表者氏名　　ＦＡＸ番号：

電話番号：

引率責任者氏名　　ＦＡＸ番号：

次のとおり施設を利用したいので、許可されるよう申請します。

| | |
|---|---|
| 利用団体所属 | ①学校関係　幼稚園　小学校　中学校　高校　特別支援学校　大学　その他（　　）<br>②社会教育関係　（　　）<br>③その他　（　　） |
| 研修会の名称 | |
| 研修の目的 | 学習･会議　宿泊訓練　レク･スポーツ活動　文化活動　野外活動　リーダー研修　オリエンテーション<br>その他（　　） |
| 利用期間 | 年　月　日　時　～　年　月　日　時　（　泊　日） |
| 利用施設 | 宿泊室　キャンプ場　研修室　体育館　グラウンド　野外炊飯場<br>ピロティ　その他（　　） |
| 研修室等の利用時間数 | 研修室：　時間　グラウンド：　時間<br>体育館：　時間　野外炊飯場：　時間 |

| | | 合計 | 児童･生徒 | 一般･学生 | 宿泊形態 | 児童･生徒 | 一般･学生 | 食事（場所等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用人数等 | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |

備考１　□については、該当するものに「レ」を記入すること。

２　選択肢がある欄については、該当するものを○で囲むこと。

３　体育館は、プレイホールを含む。

４　研修室等の利用時間数欄には、利用期間内に当該施設を利用する合計時間数を記入すること。


## 第２号様式（第４条関係）

沖縄県立青少年の家利用許可申請書

（ □ 新規 ・ □ 変更 ）

年　月　日

沖縄県立　青少年の家

指定管理者　　殿

利用団体名

団体所在地

電話番号：

団体代表者氏名　　ＦＡＸ番号：

電話番号：

引率責任者氏名　　ＦＡＸ番号：

次のとおり施設を利用したいので、許可されるよう申請します。


| | |
|---|---|
| 利用団体所属 | ①学校関係　幼稚園　小学校　中学校　高校　特別支援学校　大学　その他（　　）<br>②社会教育関係　（　　）<br>③その他　（　　） |
| 研修会の名称 | |
| 研修の目的 | 学習･会議　宿泊訓練　レク･スポーツ活動　文化活動　野外活動　リーダー研修　オリエンテーション<br>その他（　　） |
| 利用期間 | 年　月　日　時　～　年　月　日　時　（　泊　日） |
| 利用施設 | 宿泊室　キャンプ場　研修・訓練室　プレイホール　グラウンド　野外炊飯場<br>ピロティ　その他（　　） |
| 研修室等の利用時間数 | 研修・訓練室：　時間　グラウンド：　時間<br>プレイホール：　時間　野外炊飯場：　時間 |

| | | 合計 | 児童･生徒 | 一般･学生 | 宿泊形態 | 児童･生徒 | 一般･学生 | 食事（場所等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用人数等 | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |
| | 月日 | 男　人 | 人 | 人 | 宿泊室 | 人 | 人 | 朝　人（　） |
| | | 女　人 | 人 | 人 | キャンプ場 | 人 | 人 | 昼　人（　） |
| | | 計　人 | 人 | 人 | 計 | 人 | 人 | 夕　人（　） |


備考１　□については、該当するものに「レ」を記入すること。

２　選択肢がある欄については、該当するものを○で囲むこと。

３　プレイホールは、体育館、大研修室及び大講堂を含む。

４　研修室等の利用時間数欄には、利用期間内に当該施設を利用する合計時間数を記入すること。

**第５号様式**（第５条関係）

沖縄県立青少年の家利用料金免除承認書

年　　月　　日

殿

沖縄県立　　青少年の家

指定管理者　　印

年　　月　　日付け申請のあった沖縄県立　　青少年の家の利用料金免除の件、下記のとおり承認します。

記

| | |
|---|---|
| １　研修又は行事の名称 | |
| ２　研修又は行事の目的 | |
| ３　利　用　期　間 | 年　月　日　時～　　年　月　日　時（　泊　日） |
| ４　利用料金免除額 | |
| ５　備　　考 | |

**第５号様式**（第５条関係）

沖縄県立青少年の家利用料金免除承認書

年　　月　　日

殿

沖縄県立　　青少年の家

指定管理者　　印

年　　月　　日付け申請のあった沖縄県立　　青少年の家の利用料金免除の件、下記のとおり承認します。

記

| | |
|---|---|
| １　研修会の名称 | |
| ２　研修の目的 | |
| ３　利　用　期　間 | 年　月　日　時～　　年　月　日　時（　泊　日） |
| ４　利用料金免除額 | |
| ５　備　　考 | |

参 考

○沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

平成 20 年 12 月 26 日条例第 49 号

改正

平成 22 年 7 月 27 日条例第 35 号

平成 23 年 7 月 26 日条例第 34 号

平成 26 年 3 月 31 日条例第 11 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 31 日条例第 2 号

令和 8 年 3 月 31 日条例第 28 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

（設置）

**第１条**　青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を行うとともに、施設をこれらの研修のための利用に供すること等により、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第２条**　青少年の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 沖縄県立名護青少年の家 | 名護市字名護 5511 番地 |
| 沖縄県立糸満青少年の家 | 糸満市字賀数 347 番地 |
| 沖縄県立石川青少年の家 | うるま市石川 3491 番地の 2 |
| 沖縄県立玉城青少年の家 | 南城市玉城字玉城 420 番地 |
| 沖縄県立宮古青少年の家 | 宮古島市平良字東仲宗根添 1164 番地 |
| 沖縄県立石垣青少年の家 | 石垣市字新川 868 番地 |

（業務）

**第３条**　青少年の家は、次に掲げる業務を行う。

（１）　青少年の団体宿泊訓練に関すること。

（２）　青少年の自然体験活動その他の体験活動に関すること。

（３）　青少年のキャンプ活動その他の野外活動に関すること。

（４）　青少年の体育及びレクリエーションの活動に関すること。

（５）　その他青少年に対する研修に関すること。

（６）　青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修に関すること。

（７）　前各号に掲げる研修のための施設の利用に関すること。

（８）　前号の研修について指導及び助言に関すること。

（９）　前各号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（指定管理者による管理）

参 考

**第４条**　青少年の家の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

**第５条**　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務

（２）　第 11 条の規定による利用の許可に関する業務、第 13 条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第 14 条第２項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

（３）　第 15 条の規定による利用料金の収受に関する業務、第 16 条の規定による利用料金の減免に関する業務、第 17 条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

（４）　青少年の家の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、青少年の家の運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

**第６条**　第４条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

**第７条**　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に青少年の家の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（１）　事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

（２）　事業計画書等の内容が、青少年の家の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

（３）　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

２　教育委員会は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

３　前項の規定は、法第 244 条の２第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

（沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会）

**第８条**　この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

２　運用委員会は、この条例に定めるもののほか、青少年の家に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う青少年の家の管理に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて答申し、

又は建議することができる。

3　運用委員会は、委員６人以内で組織する。

4　委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

5　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8　前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者の指定等の告示）

**第９条**　教育委員会は、第７条第１項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2　前項の規定は、法第 244 条の２第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（休所日）

**第 10 条**　青少年の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。

（１）　月曜日

（２）　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日

2　前項第１号に規定する休所日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和 49 年沖縄県条例第 42 号）第２条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。

3　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

（利用の許可）

**第 11 条**　施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　指定管理者は、施設等の管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の許可をしないことができる。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）　公益を害するおそれがあると認められるとき。

（３）　施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

**第 12 条**　利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

参 考

（許可の取消し等）

**第 13 条**　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

（1）　この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

（2）　偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

（3）　許可に付した条件に違反したとき。

（4）　第 11 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（原状回復の義務）

**第 14 条**　利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2　指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（利用料金）

**第 15 条**　利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2　利用料金は、別表に定める基準額に 100 分の 70 を乗じて得た額から当該基準額に 100 分の 130 を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3　指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4　教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

**第 16 条**　指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

（利用料金の返還）

**第 17 条**　既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

（事業報告書の提出）

**第 18 条**　指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

（教育委員会規則への委任）

**第 19 条**　この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附　則**

（施行期日）

1　この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す

参 考

る。

２から６　（略）

**附　則**（令和８年３月 31 日条例第 28 号）

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

**別表第１**（第 15 条関係）

施設利用料金

| 区分 | | 基準額 |
|---|---|---|
| 宿泊室 | 児童及び生徒 | １人１泊につき 480 円 |
| | 一般及び学生 | １人１泊につき 940 円 |
| キャンプ場 | 児童及び生徒 | １人１泊につき 220 円 |
| | 一般及び学生 | １人１泊につき 390 円 |
| 研修室等（小） | 児童及び生徒 | １室１時間につき 120 円 |
| | 一般及び学生 | １室１時間につき 240 円 |
| 研修室等（中） | 児童及び生徒 | １室１時間につき 240 円 |
| | 一般及び学生 | １室１時間につき 490 円 |
| 研修室等（大） | 児童及び生徒 | １室１時間につき 480 円 |
| | 一般及び学生 | １室１時間につき 980 円 |
| プレイホール及び体育館 | 児童及び生徒 | １時間につき 550 円 |
| | 一般及び学生 | １時間につき 1,090 円 |
| 広場 | 児童及び生徒 | １時間につき 250 円 |
| | 一般及び学生 | １時間につき 510 円 |
| シャワー室 | | １回につき 100 円 |

備考

１　「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

２　研修室等（小）、研修室等（中）、研修室等（大）プレイホール及び体育館並びに広場に係る基準額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

**別表第２**（第 15 条関係）

附属設備利用料金

| 種別 | 単位 | 基準額 |
|---|---|---|
| 音響映像器具 | １回１点又は一式につき | 250 円以内で教育委員会規則で定める額 |
| 冷房設備 | １室１時間につき | 510 円以内で教育委員会規則で定める額 |